

資料：ドイツ語圏諸国の家族政策関連年表

原 俊彦

- 旧西ドイツ地域
- 旧東ドイツ地域
- オ - ストリア
- スイス
- オランダ

1983		児童扶養控除の復活（児童一人につき432DM）	(1)
1984		予算随伴法により母性休業手当減額（月額510DM）	(1)
1985	7 11	遺族年金および育児期間法(Hinterbleibenrenten und Erziehungszeitengesetz)	(1)
1985	12 6	連邦育児手当法(Bundeserziehungsgeldgesetz)	(1)
1986	1 1	児童扶養控除の拡大（児童一人につき2484DM）	(1)
1986	1 1	育児手当（Erziehungsgeld）・育児休業（Erziehungsurlaub）の創設。（生後10ヶ月まで。育児のために就労できない親（父親または母親）月額600DMの支給）。育児期間の年金期間への算入3年。1986年1月1日以降は一人につき1年、平均賃金の75%で就労していたものとみなす。1921年以降に生まれた者に限定。児童手当加算（Kindergeldzuschlag）を創設：月額46DM（児童扶養控除の2484DMに、最低所得税率22%を乗じたもの）	(1)
1987	7 12	育児給付金法（Kindererziehungsleistungsgesetz）：1987年10月1日から3年間かけ4段階で分け、生年に応じた給付金の支給	(1)
1988	1	育児休業（Erziehungsurlaub）を生後12ヶ月まで延長	(1)
1989		医療保険法改正による在宅介護給付の創設	(1)
1989	7	育児休業（Erziehungsurlaub）を生後15ヶ月まで延長	(1)
1989	10	ベルリンの壁 崩壊	(3)
1989	12 18	育児期間の年金算入改善（1986年以前の育児期間も算入1992年以降は1年から3年へ）	(1)
1990		児童扶養控除の拡大：児童一人につき3024DM	(1)
1990		児童手当加算（Kindergeldzuschlag）の増額：月額48DM	(1)
1990	5 29	連邦憲法裁判所による違憲判決：家族の最低生活水準（Existenzminimum）は課税してはならない。	(1)
1990	6 12	予算随伴法（1983）の基礎控除・児童扶養控除の水準は低すぎるとの判決。	(1)
1990	7	育児休業（Erziehungsurlaub）期間：生後18ヶ月まで延長	(1)
1990	8 31	「ドイツ統一達成に関するドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国間の条約（統一条約）」締結。移行期間内（1992.12.31）は基本的に両国の旧制度に従い、それ以降は特別の規定を除いて西ドイツの制度を全ドイツに適用するものと定めた。	(2)
1990	10 3	東西両ドイツ地域の再統一	(2)
1991		外国人法（改正）：長期滞在の外国人労働者の国籍に関しては、血統主義から出生地主義へと転換、本人と両親のいずれかがドイツ生まれであり、8年以上ドイツに居住している外国人に二重国籍が認められるなど統合・同化方針を採用	(2)
1992		児童手当加算（Kindergeldzuschlag）の増額：月額65DM	(1)
1992	1 1	育児休業（Erziehungsurlaub）期間：生後36ヶ月まで	(1)
1992	1 1	3年間の育児期間が年金支払い期間に算入される	(2)
1992		児童青少年支援法の改正により、3歳以上の未就学児に幼稚園への就園を100%補償することが、地方自治体に要請される	(2)
1993	1 1	育児手当（Erziehungsgeld）の支払い期間延長：生後24ヶ月まで延長	(1)
1994		介護保険法の制定	(1)
1994		育児手当（Erziehungsgeld）に所得制限を導入（子供1人の夫婦で年間所得10万DM以下。ただし7ヶ月目以降は所得制限（年間所得2万9400DMを越えると1200DMごとに40DM減額。年間所得4万5200DM以上は支給なし。）	(1)
年 月 日		事項	

1995		戦後最低の合計特殊出生率1.24（東0.77、西1.35）。『第五回 家庭白書』（連邦家族高齢者女性青少年省）有子家庭の経済的不利を調整するという意味において“家族負担”という語が用いられてきたが、今後は子育てを“負担”（Lasten）ではなく“能力”（Leistung）とみなすことが示されている。	(2)
1995	10 11	租税法(Jahressteuergesetz 1996)の改正・一元的・選択的な児童手当と児童扶養控除の仕組み（オプション・モデル）の創設。家族負担調整familienlastenausgleichから家族能力調整Familienleistungsausgleichへ。児童手当の位置づけを社会保障給付から税法上のものに変更した。	(1)
1995	12 31	児童手当加算廃止	(1)
1996	1 1	児童手当・児童扶養控除の大幅引き上げ（第1子・第2子200DM、第3子300DM、第4子以降350DM、児童扶養控除の6264DM）	(1)
1997	12 16	年金改革法（Rentenreformgesetz 1999）：育児期間の年金算入（平均賃金の75%を1998年7月から85%、1999年7月90%、2000年から100%に引上げ）	(1)
1998	9 27	G.シュレダー（SPD/90/緑の党）政権発足	(1)
1998	12 19	1999年租税法(Steuerentlastungsgesetz 1999)。	(1)
1999	1 1	児童手当の増額（第1子・第2子250、第3子300DM、第4子以降350DM、児童扶養控除の6264DM）	(1)
2000	1 1	児童手当の増額（第1子・第2子270DM、第3子300DM、第4子以降350DM、児童扶養控除の6912DM）	(4)
2001	1 1	育児手当の増額（2001年1月1日生まれより月600DM 生後24ヶ月まで。あるいは月900DM生後12ヶ月まで。ただし所得制限あり。）	(4)

出典及び参考文献

- (1) 田中耕太郎、1999、「第7章 家族手当」、古瀬 徹・塩野谷祐一（編）、『先進諸国の社会保障 第4巻 ドイツ』東京大学出版、pp.131-149
- (2) 魚住 明代、1996、「ドイツにおける出生率と家族政策」、阿藤 誠編、『先進諸国の人口問題 - 少子化と家族政策』、東京大学出版会、pp.221-256
- (3) E・ベック＝ゲルンスハイム、香川檀（訳）、「出生率はなぜ下がったかードイツの場合」、1992、勤草書房
- (4) Höhn, C.& J. Dorbritz、2001, Fertility Trends and Family Policy in Germany-Report submitted to the Imperial Gift Foundation Boshi-Aiikukai (Aiiku Association for Maternal Health and Welfare)、「平成12年度 厚生科学研究 政策科学推進研究事業 研究実績報告書」、社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会、495-548
- (5) Wendt, H.,1991,Geburtenhäufigkeit in den beiden deutschen Staaten-zwischen Konvergenz und Divergenz, Zeitschrift für Bevölkerungs-wissenschaft, JG 17, 3/1991, S.251-281, Harald Boldt Verlag

家族政策関連年表 (旧東ドイツ地域)

年 月 日	事項	
1949	西側への人口流出による労働力不足、女性の就業を奨励。	(3)
1949 3 16	妊婦の保護強化と家族週間援助(Familienwochenhilfe)の財政支援強化	(1)
1949 8 15	母子点数帳：Punktkarten an werdende Mütter und Säuglingeの発行。妊婦及び新生児への食料などの優先配布	(1)
1950 9 27	母子保護と女性の権利法 (Gesetz über den Mutter- und Kinderschutz und die Rechte der Frau)制定。母子への経済援助、保育園・幼稚園などの家庭外保育機会の提供など	(1)
1951 1 20	母子保護と女性の権利法の関連施策の制定。出産援助金(Geburtenbeihilfe)の導入。第3子100M、第4子250M、第5子以降500Mの一時金、第4子以降は毎月20Mの児童手当	(1)
1956 1 19	子供が病気の母子家庭に対する物質的・経済的支援策。2月1日より4週間分の傷病手当 (Krankengeld)支給	(1)
1958 5 28	母子保護と女性の権利法(1950)の改正：出産援助金(Geburtenbeihilfe)を増額。第1子500M、第2子600M、第3子700M、第4子800M、第5子以降1000Mの一時金	(1)
1961 8	ベルリンの壁構築	(3)
1963 9 5	妊産婦有給休暇(bezahlte Schwangerschafts- und Wochenurlaub)を出産6週間前・出産後8週間に延長(それ以前は出産5週間前・出産後6週間)	(1)
1967 5 3	第4子以降の児童手当を増額。4子60M、5子以上70M	(1)
	東ドイツ憲法(1968)は、国家による婚姻と家族の保護に加えて、母性を国家の特別な保護の下に置いた。	(2)
1969 8 27	第3子にも児童手当。月50M	(1)
1971	ドイツ社会主義統一党第8回党大会：母性と就業の調和、家族計画の強化、出生促進路線を宣言	(1)
1972 3 9	国民会議、妊娠中絶法を可決。	(1)
1972 4 28	ドイツ社会主義統一党、ドイツ民主共和国政府、ドイツ統一労働組合が、新しい総合社会政策を決定。妊産婦有給休暇を18週へ延長。2子以上の母親への週40時間労働の導入。結婚資金貸与制度(26歳までに結婚する夫婦に5000Mを8年間無利子で貸与。第3子出産で返却不要。	(1)
1973 3 22	フルタイム就業・学生・職業訓練中の母親及び母子家庭に対する、乳幼児の保育所などへの優先入所を指定	(1)
1976 5 27	ドイツ社会主義統一党、ドイツ民主共和国政府、ドイツ統一労働組合が総合社会政策の拡張を決定。妊産婦有給休暇を26週へ延長。2子以上の母親は最後の子供が満1歳になるまで有給休暇取得。2子300M、3子以上350Mの傷病手当 (Krankengeld)支給	(1)
1979	2子 - 3子家族実現を人口再生産・社会主義建設に不可欠な目標として公式に打ち出す。	(1)
1981 10 29	第3子以上への児童手当を増額。12月1日より月額100M	(1)
1984 5 17	ドイツ社会主義統一党、ドイツ民主共和国政府、ドイツ統一労働組合がさらなる総合社会政策の拡張を決定。3子以上を持つ家族への住宅優先割当、子供が病気の母親に対し13週までの看護有給休暇、第3子以上の出産に対し生後18ヶ月までの有給休暇。	(1)
年 月 日	事項	

1986 4 22	ドイツ社会主義統一党、ドイツ民主共和国政府、ドイツ統一労働組合がさらなる総合社会政策の拡張を決定。5月1日より、第1子以上の出産に対し生後満1歳までの有給休暇、子供が病気の既婚2子の母親に対し看護有給休暇、児童手当を増額、第1子50M、第2子100M、第3子以上150M。	(1)
1989 10	ベルリンの壁 崩壊	(3)
1990 8 31	「ドイツ統一達成に関するドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国間の条約（統一条約）」締結。移行期間内（1992.12.31）は基本的に両国の旧制度に従い、それ以降は特別の規定を除いて西ドイツの制度を全ドイツに適用するものと定めた。	(2)
1990 10 3	東西両ドイツ地域の再統一	(2)

出典及び参考文献

(1) Dorbritz, J. und J. Fleischhacke, Der Übergang von der Bevölkerungs- zur Familienpolitik in den neuen Bundesländern - ein Beitrag zum familienpolitischen Diskurs in Deutschland, Zeitschrift für Bevölkerungsvorschung, 1/1995, 67-99

(2) 魚住 明代、1996、「ドイツにおける出生率と家族政策」、阿藤 誠編、『先進諸国の人口問題 - 少子化と家族政策』、東京大学出版会、221-256

(3) E・ベック＝ゲルンスハイム、香川檀（訳）、「出生率はなぜ下がったかードイツの場合」、1992、勁草書房

(4) Wendt, H., 1991, Geburtenhäufigkeit in den beiden deutschen Staaten-zwischen Konvergenz und Divergenz, Zeitschrift für Bevölkerungs-wissenschaft, JG 17, 3/1991, S.251-281, Harald Boldt Verlag

表7.1 児童手当額の変遷

時期						児童一人当たりの月額 (DM)				
年	月	日	年	月	日	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子+
55	1	1	57	9	30			25	25	25 ⁽¹⁾
57	10	1	59	2	28			30	30	30 ⁽¹⁾
59	3	1	61	3	31			40	40	40 ⁽¹⁾
61	4	1	63	12	31		25 ¹⁾	40	40	40 ⁽¹⁾
64	1	1	70	8	31		25 ¹⁾	50	60	70 ⁽¹⁾
70	9	1	74	12	31		25 ¹⁾	60	60	70 ⁽¹⁾
75	1	1	77	12	31	50	70	120	120	120 ⁽¹⁾
78	1	1	78	12	31	50	80	150	150	150 ⁽¹⁾
79	1	1	79	6	30	50	80	200	200	200 ⁽¹⁾
79	7	1	81	1	31	50	100	200	200	200 ⁽¹⁾
81	2	1	81	12	31	50	120	240	240	240 ⁽¹⁾
82	1	1	90	6	30	50	100 ²⁾	220 ²⁾	240 ²⁾	240 ²⁾
90	7	1	91	12	31	50	130 ²⁾	220 ²⁾	240 ²⁾	240 ²⁾
92	1	1	95	12	31	70	130 ²⁾	220 ²⁾³⁾	240 ²⁾³⁾	240 ²⁾³⁾
96	1	1	96	12	31 ⁴⁾	200	200	300	350	350 ⁽¹⁾
97	1	1	98	12	31 ⁴⁾	220	220	300	350	350 ⁽¹⁾
99	1	1				250	250	300	350	350 ⁽²⁾
2000	1	1				270	270	300	350	350 ⁽²⁾

註：1) 第2子における所得制限は月額で1964年12月31日までは600マルク；1970年8月31日までは650マルク；1971年12月31日までは1100マルク；1972年12月31日までは1250マルク、1973年12月31日までは1400マルク；1974年12月31日までが1530マルク；1975年1月1日からは所得制限なし。
 2) 1983年1月1日からは一定の手取り所得制限を上回ると段階的に第2子については70マルクまで、第3子以降については140マルクまで遞減される(土台額 Sockelbetrag)
 3) 1994年1月1日からは所定の手取り所得制限を上回る場合には、第3子の額がさらに70マルクまで引き下げられる。
 4) 1996年から税法上の児童手当と税の児童扶養控除のいずれか有利な方の選択制となる。

出典：

(1) 田中耕太郎、1999、「第7章 家族手当」、古瀬 徹・塩野谷祐一(編)、『先進諸国の社会保障 第4巻 ドイツ』東京大学出版、pp.135

(2) Hohn, C.&J. Dorbritz、2001、「Fertility Trends and Family Policy in Germany-Report submitted to the Imperial Gift Foundation Boshi-Aiikukai (Aiiiku Association for Maternal Health and Welfare)」、「平成12年度 厚生科学研究 政策科学推進研究事業 研究実績報告書」、社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会、495-548

家族政策関連年表 (オ - ストリア)

年 月	事項	出典
1811	一般市民法 (ABGB:Allgemeine Bürgerliches Gesetzbuch) の第44条「家族関係は、婚姻契約により成立する」。	FB1999-698
1929	共和国憲法の成立 (家族に関して先進的な草案 Renner-Mayr-Entwurfは生かされず)。	FB1999-706
1949 9	一般会計予算から支出されていた養育手当Ernährungsbeihilfeが、給与所得の総額と結びついた (家族負担調整基金の原型) 基金による児童手当Kinderbeihilfeに代わる。	FB1999-431
1950	人権と自由の保護に関する協定 (die Konvention zum Schutz der Menschenrechte und Grundfreiheit (EMRK) Art12「結婚年齢に達した男女は、結婚し、家族を形成する権利を持つとともに、子供に対し同等の権利と義務を負う。」 Art8「各人は、家族生活に対する要求を持つ。国家は家族生活に介入してはならない。」) しかし、国家が家族の基本権を守るために、どこまでの義務を負うかは、あいまいなままに止まった。	FB1999-706
1955	憲法に、人口政策 (児童手当の保障と家族負担の調整をめざす) の条項を入れようとする試みがあったが失敗。	FB1999-706
1957	母性保護法の実施とともに、母性保護期間 (産児休業) に引き続き、6ヶ月の育児休業が女性に認められる。	
1961	母性保護期間 (産児休業) に引き続き、「育児休暇Karenzurlaub」として12ヶ月に延長され、同時に育児休業手当の制度が導入された。	
1967	家族負担調整法 (Familienlastenausgleichsgesetz: FLAG) の改正 連邦総理府に家族政策審議会が設置される (連邦法No.112)。	FB1999-428
1969	1955年の問題について、結婚及び家族形成の権利の保障は、経済的保障を含むものではないとの憲法裁判所の判断が下される。	FB1999-707
1971	連邦総理大臣が家族政策担当秘書官を任命。 通学補助金または無料通学制度を導入。教科書も原則無料。	FB1999-428
1972 1	結婚補助制度 (Heiratsbeihilfe) の導入: 結婚にともなう支出 (持参金や独立資金) の税控除	IFD1999: 25
1974	母子手帳 (Mutter-Kind-Pass) 制度の導入。出産手当の増額。母子家庭に限り、育児休業期間終了後、特別緊急援助金を受けることが可能となり満三歳まで子供の養育に専念できる。計画外妊娠を減少を目的に家族相談所ネットワーク開設。	
1975	介護休暇の導入。非自営の就業女性・男性は、同一世帯員 (子供、配偶者、両親など) を介護するために年1週間まで休業することが可能となる。	
1982	農婦や他の自営業の女性にも産休手当として自営援助金 (Betriebshilfe) を支給	
1983	連邦家族・青少年・消費者保護省を創設。家族政策が政策分野として独立。 結婚にともなう支出 (持参金や独立資金) の税控除廃止 BGBI 1983/587	FB1999-428 IFD1999: 25
1984 1	結婚補助制度 (Heiratsbeihilfe) が廃止されるとの噂が流れた	IFD1999: 25
1987	労使協定は、夫婦と家族に関する規定を憲法に載せることで合意。両親、子供、夫婦、家族、人間の私的領域に関する連邦憲法草案がまとまる。	FB1999-428
6	総理府憲法局が、夫婦と家族に関する憲法条項を草起。が、議決に至らず。 環境、青少年、家族を所管する連邦環境・青少年・家族省を創設 結婚補助制度 (Heiratsbeihilfe) 廃止。 Abgabenänderungsgesetz 1987, BGBI 1987/606	FB1999-428 FB1999-428 IFD1999: 25
年 月	事項	出典

1993	<p>(婚姻)届出遅れに対する罰則規定の改正。 介護休暇の延長・有給化：12歳未満の子供が病気の場合は、さらに1週間の期間延長が認められ、最長2週間までの休業が完全有給となった。 環境・青少年・家族省が「家庭内暴力に対抗する基盤づくり (Platform gegen Gewalt in der Familie)」のキャンペーンを開始</p>	FB1999-414
1994	<p>連邦憲法(Art 10) (家族負担の調整(Familienlastenausgleich) を連邦政府の義務として規定する。 生徒・職業訓練生の通学無料化を最低限度距離内に制限。BGBl 511/1994 政府の家族政策の重点を職業と子育ての両立改善に置く。男女機会均等の前提条件としての保育施設の充実。</p>	FB1999-414
1995	<p>5月以降、児童手当の基本額を月1400 S から1300 S に減額。 Art. 26, BGBl 297/1995 増額した育児休暇補助金を「補助金モデル」で補足。 BGBl 297/1995 教科書10%自己負担。 姓名権法により、婚姻後の姓名変更可能性が拡大される。 NamR_G BGBl 25/1995 妊娠中及び授乳中の母親の危険に対する、雇用者の注意義務。 BGBl 434/1995</p>	FB1999-414
1996	<p>育児休業手当の支給期間を18ヶ月に短縮する措置を実施。(ただし、両親の一方が最低3ヶ月の育児休暇を取る場合には、最大満2歳まで支給)。 BGBl 201/1996 出産手当・特別手当を廃止。 BGBl 201/1996 世帯所得に応じ、(出産手当・補助金に代わり) 養育補助金の一種として、低年齢児童手当を導入(満1歳まで1世帯につき12回 x 1000 S.) Artikel 72, BGBl. Nr. 201/1996. 児童手当の支給対象年齢の上限を26歳に引き下げ(例外的に27歳まで：兵役・社会奉仕、妊娠中の女子学生、子供のいる女子学生、重度障害の学生、年齢上限なし：就業が不可能な重度障害者) Artikel 72, BGBl. Nr. 201/1996. 週手当・企業手当への負担割合を50%から70%に引き上げ。 BGBl 201/1996 交通費補助金及び無料通学の廃止。 BGBl 201/1996 保育機会充実プロジェクトに600Mio.Sを追加支出。これにより全日制で、利用者の経済状況に考慮した料金体系を持つ、質の高い施設整備を進める。 姦通罪の撤廃。 BGBl 762/1996</p>	FB1999-414
1997	<p>出産手当にかわり2000S.の母子一時金を支給。 「育児休暇 (Karenzurlaub)」が育児休業期間 (Karenzzeit) と改称。 育児休暇手当を健康保険から支給(以前はAMSから)。 「家庭内暴力に対する連邦保護法」の施行。 特別緊急援助金の3分の1を地域自治体が負担。 連邦政府が1997年から2000年まで毎年、600Mill. S(幼稚園建設資金)支出を決定。 家族介護のために通常の勤務時間を短縮することが可能となる。 教育推進法の規則を適用し、学生への児童手当支給を変更(支給対象期間を在籍期限 + 1学期)。 BGBl. Nr. 433/1996.</p>	FB1999-414
1998	<p>育児休業手当受領中でも一定の限度額内なら臨時就業が可能となる(ただし、その分だけ育児休業手当は減額される)。 BGBl 6/1998 教科書の自己所持を決定。 BGBl 8/1998 母子手帳一時金2000 S を支給：BGBl 14/1997, Artikel XVI, BGBl 79/1998 男女の(実質的な)雇用機会均等を憲法で保障。 BGBl 168/1998 二段階で、税制上の児童手当の見直し(第一段階 1999年1月1日以降、第二段階2000年1月1日以降)。児童手当と児童控除の増額、基礎上限以下の世帯所得層に対する、多子補助金の支給、単身所得女性及び女子学生に対する控除。 Artikel XVI, BGBl 79/1998). 長期にわたる介護が必要な場合には労使で話し合い、(いかなる不利益もなく)通常労働時間を短縮することができるようになった。 各職業団体の社会保険などから自営援助金 (Betriebshilfe) が支払われる(98年以降、日額300S.。臨時に人を雇った場合のコストを想定)</p>	
年 月	事項	出典

1999	1	「家族政策的給付を考慮しても、憲法上の平等権に照らし、なお子供養育に対する税制上の配慮が不十分である」との憲法裁判所の判断を受け、1999年1月から児童手当と児童控除の合計を毎月500S.増額すること、また2000年1月からは、所得額に関係なく、最低でも法定養育費の半分を税控除することになった。多子家庭増額控除（Mehrkinderzuschlag）ができ、99年から課税所得が42000S.（以下で子供が3人以上いる場合は子供1人あたり毎月400S.を増額。	
	6	婚姻及び離婚に関する法改正	
2000	1	「育児休業期間口座(Karenzzeitkonto)」の実施	
	1	児童手当の基準額を1450 S.（第1子、満10歳以下の場合）から2350S.（第3子、満19歳以上の場合）へ増額。所得額に関係なく、最低でも法定養育費の半分700S.を税控除。	
		1998年3月に行われた1999/2000年家族課税改革協議を受け、連邦政府は、保育施設の追加要求に対し、600Mio.S.の追加支出を行う。	FB1999-420
		困窮家庭救済基金の増額(15 Mio. S)	FB1999-420
		親業教育施策(30 Mio. S)。離婚・別居家庭も含め、両親を支援するための親業教育の提供を促進してゆくことが決定された	FB1999-420
		出生減退の調査：近年の出生減退の原因を究明し、これに対する対策を講じるための、総合的・国際比較的な調査を実施することが合意された。	FB1999-420

出典・参考文献

(1) 表中のFB1999は次の文献による。

BMUJF: Bundesministerium für Umwelt, Jugend und Familie, 1999, Zur Situation von Familien und Familienpolitik in Österreich, 4. Österreichischer Familienbericht, Band 1

(2) 表中のIFD1999は次の文献による。

IFD(Hrsg.), Tazu-Preve, I.M., J. Kytir, G. Lehart und R. Münz, 1999, Bevölkerung in Österreich, Institut für Demographie(IFD)

家族政策関連年表 (スイス)

年 月	事項	出典
1964	労働法 (Arbeitsgesetz) により、出産後8週間にわたり母親の労働を禁止 総出生数が11.3万人、人口再生産率が1.27でピークを記録	(1) (1)
1975	石油ショック後の経済不況で外国人労働力の流入が止まる	(1)
1978	養子法の施行。児童関連法の施行。	(1)、(3)
1981	国民投票を経て初めて男女平等が憲法の「平等権」条項に加えられ、家族法が改正されるなど家族の民主化が促進される。	(2)、(3)
1985	スイスの保守的勢力は人工妊娠中絶の自由化に反対し戦ったが、国民投票で敗れる。	(3)
1986	家族及び婚姻財産権法 連邦共通の家族手当制度(Familienzulageordnung)の創設の試みが失敗。	(3) (1)
1988	家族に対する税控除を議会で可決	(3)
1992 3	連邦法に基づく児童手当 (最低、月200スイスフラン) 案が議会で提案される。	(4)
1994	疾病保険法(Krankenversicherungsgesetz)改正。母性保護をめぐる状況が大幅に改善された。	(2)
1995	老齢年金制度の改正。夫婦年金が廃止され、世界初の男女平等個人年金となった。(結婚後の夫婦の所得は等分されて分離方式で計算され、養育勘定もしくは介護勘定も等分で計算される)	(2)
1996	NATOとの平和のためのパートナーシップ協定に調印 保険法の改正。年齢、性別、加入期間にかかわらず、すべての成人の頭数に応じて、保険料の支払い額が割増される。	(1) (3)
1997 3	国連の「子供の権利」協定の施行。 1995年改正の老齢・遺族・障害年金・遺産相続制度が実施に移される(配偶期間内の所得分離、教育・介護期間の算入、寡婦・18歳未満の遺児への遺族年金支給)	(4) (4)
1998 11	1992年の児童手当案が議会で可決される。が、連邦予算の合理化規定の関係で、その実施は2001年まで見合わせる。	(4)
1999 4	連邦と州の間の新家族調整(Neue Finanzausgleich)法案が審議会に送られた。	(2)
6	母性保護保険の導入が住民投票で否決される。	(4)
1999	国民投票で「改訂連邦憲法」(nachgeführte Bundesverfassung)を可決	(5)
2000 1	家族と児童保護の観点に立った新離婚法の施行	(4)

出典:

- (1) 原俊彦、「第II部 地域・言語圏別研究 第1章 ドイツ語圏諸国」、阿藤誠編『平成11年度厚生科学研究費補助金研究報告書 先進諸国の少子化動向と少子化対策も関する比較研究』所収、2000、pp.146-161
- (2) 野村明代、「資料：ドイツ、オーストリア、スイス、オランダの家族政策」、同上、2000、pp.194-224
- (3) Beat Fux, 1997, Switzerland: the Family Neglected by the State, in F.-X. Kaufmann u.a. (Ed.), 1997, Family Life and Policies in Europe, Vol. I Structure and Trends in the 1980s, pp. 349-293
- (4) <http://www.bsv.admin.ch/blind/fam/grundlag/d/politik.htm>
- (5) スイス史研究会: <http://www.econ.kyoto-u.ac.jp/~kurosawa/Helvetia.html>

家族政策関連年表（オランダ）

年 月	事項	出典
1965	「2000年には総人口が2100万人に達する」とする新人口将来推計を発表。過剰人口を回避を目的とした「人口問題に関する王立委員会」が設立される。	(2)
1973	第1次石油ショックによる経済的打撃と失業率の上昇	(3)
1975	スリナムの独立承認。以降、スリナム出身の移民増加	
1979	第2次石油ショックによる経済的打撃。インフレの進行。失業率上昇により福祉財源が圧迫される。	(3)
	パートタイム労働を導入した事業主に対する補助金交付	(2)
1982	キリスト教民主党・自由民主党連立内閣による社会保障制度の見直し。政・労・使による「ワッセナーの合意」の成立	(3)
1983	合計特殊出生率が戦後最低1.47を記録	(8)
	議会で「目標とすべき人口数を1300-1400万人とする」ことが決定された	(2)
1988	「オランダ家族支援財団」の設立	(5)
1989	一般児童手当の給付開始	(4)
1990	保育奨励策の目標（就業・就学する女性のために、4年以内に現在約20,000ヶ所ある保育施設を49,000ヶ所に拡大するを導入）	(1)
	母性保護規定の拡充（産休を12週から16週へ100%休業補償）	(1)
1991	1 親休暇法の実施。4歳以下の子どもを持つフルタイム就労（週20時間以上の労働）の親に対して、無給の両休暇を最長6ヶ月まで取得できるようにし、週20時間内で労働時間を短縮して働きつづけることも可能にした。	(1)
1993	最低賃金及び休日に関する格差是正。パートタイム労働者に対する職域年金の適用排除の禁止	(2)
	1990年制定の保育奨励策の目標をほぼ達成	(1)
1994	医療制度改革シモンズ・プランの実施	(3)
	政府による親業支援パイロットプロジェクト（national parenting support pilot project）が開始される。	(1)
	合計離婚率34%が戦後最高となる	(8)
1996	1 労働時間制限法の実施	(3)
	労働法規における均等処遇原則の導入。パートタイム労働とフルタイム労働の差を労働時間の違いのみとし、賃金、社会保障、休暇、その他の諸条件における区別が解消された。	(2)、(7)
	社会保障申請者数が初めて減少。	(3)
	1 一般の保育施設の運営が地方自治体に委譲され、社会福祉法(Welfare Act)の管轄下に置かれることになった	(1)
	1 保育所の国家基準を設定。	(1)
	従業員の保育費用を肩代わりする企業に対し税割戻しを実施。4,100万ギルダ（1,900万ECU、1ギルダ=約62円として2542万円）。	(1)
	新たに5,000箇所の保育施設が創られ、その大部分は企業の出資による。	(1)
1997	6 親休暇法改正で、週労働時間の規定がなくなり、子どもの年齢制限は8歳となった。	(1)
	学童保育(4 - 12歳)の拡充目標を設定。2000年の末までに26,000箇所の学童保育を創り、全体で41,000箇所にする。このため2億2,400万ギルダ（1億1,000万ECU、約138億8800万円）の予算を計上。	(1)
	兵役制度の廃止 志願制に	(3)

年 月	事項	出典
1998	1 自営業および独立営業をしている女性は、16週間の母親給付を受給できる。その給付額は、収入調査を行ったうえで平均所得の100%までとする。 1 登録パートナー制度(registered partnership)の導入。同性同士の婚姻登録も可能となる。	(1) (8)
1999	労働時間の短縮に関する被雇用者の権利に関する法律の制定検討	(6)

出典：

- (1) Council of Europe, 1999, The Netherlands Review of National Youth Policy
- (2) <http://www.childpolicyintl.org/>
- (3) 仲村優一・一番力瀬康子、『世界の社会福祉 ドイツ・オランダ』、2000、旬報社
- (4) 広瀬真理子、「オランダ」、田中浩編『現代世界と福祉国家 - 国際比較研究 - 』所収、1997、お茶の水書房、p.203 p.218
- (5) 野村明代、「資料：ドイツ、オーストリア、スイス、オランダの家族政策」、阿藤誠編『平成11年度厚生科学研究費補助金研究報告書 先進諸国の少子化動向と少子化対策も関する比較研究』所収、2000、p.194 p.224
- (6) 前田信彦「オランダにおける雇用（失業）政策の動向と家族変動」、小島宏編『平成8～10年度厚生科学研究費補助金研究報告書 先進諸国における家族政策と雇用政策の関係』所収、1999、p.65 p.82
- (7) 岡部陽三「オランダモデルとは何か：日本は何を学ぶべきか」、日本ILO協会編、『世界の労働』第50巻第2号、2000
- (8) Council of Europe, 1999, Demographic development In Europe 1999, Council of Europa, (CD-ROM)
- (9) Josef Gasseen, Joop de Beer, et al (Ed.), 1999, Statistics Netherland, Voorburg/Heerlen